平成２５年（フ）第１１７６号
千葉県浦安市富士見２丁目12番36号　スィートシュガー２―203
債務者　立花　定行
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月21日午後３時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９９号
千葉県習志野市袖ケ浦１丁目４番21―103号
債務者　橋本　昌貴
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月12日午前10時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
千葉県浦安市北栄２丁目３番３号　新橋ハイツ206
債務者　荒井寛永こと　姜　　三福
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月21日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１７号
静岡県磐田市池田1086番地２　東
債務者　鈴木エルメスこと　スズキ　エルメス
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
静岡県御前崎市合戸1391番地
債務者　石川　彰雄
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
愛知県蒲郡市形原町東中畑13番地　三田アパートＥ
債務者　小林喜代子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２３０号
福岡市南区向野１丁目４番29―402号
破産者　株式会社ＡＬＷＡＹＳ
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３７８号
福岡県糟屋郡宇美町宇美４丁目９番22号
破産者　株式会社リトルワールド
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９０号
栃木県足利市通３丁目2589番地
破産者　株式会社光和商事
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第３１０号
東京都港区浜松町１―23―７　タマルビル１階、登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目38番12号
破産者　株式会社日本食営
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３０６号
新潟市東区江南６丁目１番地７
破産者　有限会社エス・アール・エスライン
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６４号
滋賀県栗東市蜂屋字坊ノ前616番地
破産者　株式会社ライフスケール
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８４号
広島市南区旭２丁目14番９号
破産者　カオンライフ株式会社
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４１号
広島県東広島市八本松飯田５丁目17番10号
破産者　株式会社前田工務店
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２７号
大分県別府市大字鶴見1728番地の６
破産者　有限会社亀井竹芸工業所
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７７号
秋田市土崎港相染町字沼端69番地１
破産者　有限会社サポートサービス東北
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４２７号
横浜市泉区和泉町4050番地１
破産者　株式会社学秀舎
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７６８号
東京都渋谷区代々木２丁目23番１号ニュー・ステート・メナー544号
破産者　株式会社サンオフィスコーポレーション
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第５０９６号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２－１―326
破産者　島村　　孝
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部